

議案第 97 号

石岡市監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

令和 8 年 9 月 1 日 提 出

石岡市長 戸井田 和 之

提 案 理 由

地方自治法の改正により、条例中の引用条項を改正するため。

石岡市監査委員条例の一部を改正する条例

石岡市監査委員条例（平成17年石岡市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第243条の2の8第3項」を「第243条の2の9第3項」に改める。

附 則

この条例は、令和8年9月24日から施行する。